

## 4 高齢者虐待かもしれない…。と思ったら

### ■ 高齢者虐待防止・養護者支援法第7条

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、速やかに

- ① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合  
⇒ 市町に通報しなければならない。【義務】
- ② 上記①のように「生命、身体に重大な危険が生じている」段階には至らない場合  
⇒ 市町に通報するよう努力しなければならない。【努力義務】



通報したことを  
知られたくないのですが



上記の通報や虐待を受けた本人からの届出を受けた市町や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課されています。（高齢者虐待防止・養護者支援法第8条、同法第17条第2項）

施設の職員等が自分の勤めている施設で起きた虐待を通報した場合には、市町が事実確認調査を行う際も、施設等に対して通報者が誰であるか明かさないなど、配慮することになっています。

また、「通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをうけない（虚偽・過失による通報を除く）」ことが定められています。このような通報者の保護規定は、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るために設けられています。

### ■ 早期発見のために

高齢者虐待防止・養護者支援法では、必ずしも虐待行為を裏づける具体的な証拠がなくても、「一般人であれば虐待があったと考えることに合理性がある」場合でも、通報することが義務付けられました。

また、虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

5ページの高齢者虐待発見チェックリストで高齢者虐待とおぼしきサインを見つけた場合には、まず相談窓口（地域包括支援センター、13ページ記載）に相談してみるとよいでしょう。

#### 【参考：高齢者虐待防止・養護者支援法】

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。